

各部課等の長 様

下松市長 國 井 益 雄

令和6年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済の先行きは、月例経済報告では、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れリスクや物価上昇等に十分注意する必要があるとされております。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する資本主義へ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」において、社会課題の解決に向けた官民協働の取組それ自体を成長のエンジンとし、少子化対策、防災・減災、国土強靱化に取り組むとともに、中長期の視点に立った経済・財政運営や社会保障制度の構築に向けた改革を推進することとしております。

本市においては、国税収入が堅調なことから、市税や地方交付税等の一般財源の下振れリスクは抑えられているものの、人口減少の波の到来や物価高騰が及ぼす影響等により、今後も先行き不透明な社会経済情勢が続くものと予測されます。

このような状況下、自然災害等に係る危機管理への取組やデジタル化の推進など、新たな行政需要に加え、社会経済環境の変化に着実に対応するためには、行財政基盤の安定・強化と「選択と集中」による行財政運営が求められます。

令和6年度当初予算は、骨格予算となりますが、「住みよさを実感できるまち」を次世代に確実に繋げていくためにも、「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」や「産官民による魅力あるまちづくりの推進」を主眼においた「市民力」「地域力」「産業力」を結集した「オール下松」で取り組むことが重要であります。

また、これまで進めてきた市街地形成の加速化、公共施設の再編・複合化、企業立地の推進、子育て環境の整備や経済的支援の充実、地域が抱える課題への取組や地域資源を活用した魅力づくりに向けて、総合計画や総合戦略に沿ったまちづくりを継続的に進めるとともに、本年策定した「人口減少対策の集中強化指針」に基づき、各種施策を機動的かつ戦略的に展開することにより、地域活性化や税源涵養に繋げてまいります。

さらに、市制施行85周年を迎えるにあたり、節目の年にふさわしい、市の新たな魅力の発信や、更なる賑わいの創出に向けて取り組んでまいります。

予算編成にあたっては、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、「第6次下松市行財政改革推進計画」に基づいた収支均衡のとれた歳入・歳出構造改革を実践し、各部局内では、事業の優先度や必要性、効果を検証した上で、既存の事業等の統廃合、大胆な見直し等を図るなど行政コストの低減に取り組むほか、新たな財源確保など、改革意識を持った予算編成となるよう期待しております。

歳入・歳出予算の編成に関する事項

1 当初予算全体の考え方

(1) 本市の人口は、住民基本台帳で57,000人を割り込むなど、人口減少局面に移りつつあり、市税をはじめとした一般財源の減少に備える必要がある。また、燃料費や光熱水費、社会保障関係経費、公債費などの経常経費の増加に加え、少子化・人口減少対策、公共施設やインフラの老朽化対策に要する費用の増加などにより、財政運営は一層厳しさを増すと予想される。

市内の横断的な連携の下、職員一人一人が常に事業の費用対効果を意識し、既存の事業等の統廃合、大胆な見直し等を行うとともに、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立に向け積極的に取り組むこと。

(2) 令和6年度は、一般財源ベースで約4億1千万円の財源不足が見込まれる。このため、新たな財源確保や歳出削減を行い、財源不足額の抑制に努める必要がある。各部課等の予算要求においては、更なる事務事業の統廃合・見直し、物品調達方法の工夫などによる経費の削減を図り、前年度予算の一般財源を上限として要求すること。

(3) 各部課等においては、コスト意識を念頭に、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを心掛け、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、必要費用を精査した上で要求を行うこと。

また、将来的な税源涵養に繋がる施策に積極的に取り組むこと。

(4) 行財政改革を踏まえ、行政サービス体制（職員の配置等）の見直しも必至であるため、各部（局）内において、組織の見直しや事務の簡素化について積極的に取り組むこと。

(5) 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、実施計画や各種計画に採択された事業であっても、その予算化に際しては、後年度の財政負担等を十分検討し、優先度を付した上で計画的に要求すること。

(6) 各施設の修繕や改修等については、総合的なマネジメントの視点から、その効果や必要性、優先度等を見極め、必要に応じ、各施設の必要性や施設の廃止、集約化・複合化、地元への移管などを検討すること。

(7) 近年、一部の補助金では、要望に沿った内示が見込めない状況にあるため、国・県に対して補助金の確保を積極的に働きかけるとともに、内示額が想定以下であった場合には、安易に単独事業として執行せず、優先順位を精査し、事業の再編や一部停止等、慎重に判断すること（要財政課協議）。

- (8) 予算要求等の提出書類については、別紙「令和6年度当初予算要求書等の提出について」を参照のこと。

2 歳出予算

- (1) 各部課等において事務事業の必要性を評価した上で、ゼロベースからの積み上げを基本とすること。また、事業の大胆な見直し等を行うとともに優先順位を洗い出し、効果の薄れた事業や参加者の少ない事業などは厳しく精査し、事業終了期間の設定、事業の統廃合、縮小により歳出の削減を行うこと。
- (2) 前年度の不用額や流用状況等を分析し、新年度予算において多額の不用額や年度途中の流用等が生じないように、適正な額を見積もること。特に義務的な扶助費等については、可能な限り精緻に見積もること。
- (3) 投資的経費については、市債残高が高止まりする中、人口減少が見込まれるため、将来世代の負担軽減に向けて事業費の抑制に取り組む必要がある。
このため、政策的に真に必要な事業に選択と集中を図り、持続可能な財政運営を行うため、前年度と同水準の歳出規模を上限とするように努めること。
- (4) 市制施行85周年記念事業については、節目の事業に係る経費を精査の上、予算要求に漏れがないようにすること。

3 歳入予算

- (1) 今後の社会経済動向や制度改正の見通しなどに十分注視し、財源を的確に把握しつつ、適切かつ厳正に収入確保に努めること。
- (2) 従来、一般財源で対応していた事業についても、国・県の補助制度や各種団体の助成制度について積極的に情報収集を行い、活用を検討すること。
なお、補助事業を安易に受け入れた結果、多額の一般財源の持ち出しを要することがないように、緊急性やその効果等を十分検討すること。
- (3) 市税については、課税客体的確な把握に努めるとともに、自立した財政運営の確立と負担の公平性の観点から、収納率向上や滞納額の縮減に努めること。市税以外の未収・滞納金についても同様であること。
- (4) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金については、国の地方財政計画及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。

- (5) 分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の原則に立ち、適正な負担の確保に努めること。
- (6) 財産については、土地等の未利用財産について貸付や売却処分により有効活用を図り、収入の確保に努めること。また、広告料収入やネーミングライツなど、新たな収入の確保についても積極的に検討すること。
- (7) 市債については、過度の将来負担とならないよう基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意し活用すること。

4 特別会計

- (1) 特別会計については、一般会計と同様に歳入においては適正な収入確保に努めるとともに、歳出においても事業見込み等を的確に把握し、計画に基づいた繰出金となるよう見積ること。
- (2) 特に、医療・介護等の特別会計については、給付費の適正化に向け、予防的視野に立ち、市民の健康維持・増進に努める施策の推進を図るとともに事業の優先度並びに施策効果を検証すること。

5 出資団体（第3セクター）

市の出資団体については、事業内容、経営状況、現金の管理実態など多様な視点から検証し、健全な経営が図れるよう適切な指導・監督を行うこと。

また、出資団体を指定管理者としている場合には、指定管理の期間や業務の見直しを含めて今後のあり方について検討し、適切な予算編成に努めること。